

狛江市教育委員会 学校の働き方改革プラン

平成 30 年 2 月 7 日
狛江市教育委員会決定

■総論

【基本的な考え方】

学校をめぐる環境が複雑化、多様化するとともに、次期学習指導要領に向けた準備など日々の教育活動の充実が求められる中、教員の長時間労働が課題となっている。

教育委員会は、教員の長時間労働の改善を図り、教員が誇りややりがいを持ち、その専門性を発揮できる環境を整える責務を有する。

一方、国においては「学校における働き方改革に係る緊急提言（平成 29 年 8 月）」が発せられ、また東京都においても「学校における働き方改革推進プラン（仮称）中間のまとめ（平成 29 年 11 月）」が公表され、その方向性が明らかになるとともに、区市町村教育委員会による計画的な取組を求めている。

このため、狛江市教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために本プランを策定する。

なお、取組の進捗状況や現況の詳細な分析に応じて、プランの継続的な見直しを行う。

目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

目標

週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする。

取組の 方向性

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

※東京都教育委員会は、市町村立小・中学校の都費負担教職員の任命権者として、長時間労働の是正、いわゆる働き方の改善に関し責務を有することから、東京都教育委員会が設定した「目的、目標、取組の方向性」を、狛江市教育委員会も共有して設定する。

【プランの計画期間】

国の緊急提言においても「教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況」とし、さらに新学習指導要領等を確実に実施するためにも、本プランの可及的速やか、かつ重点的な取組が求められていることから、本プランの計画期間は「平成30年度から平成32年度まで」の3か年とする。

【プランの実現に向けて】

学校の働き方改革を進めるためには、まず保護者や地域社会の皆さんにも理解していただく必要がある。

本プランの意義や取組について、保護者の皆さんに理解していただけるよう十分な説明をするとともに、併せて地域社会の皆さんの理解を促すための啓発活動に努める。

■具体的な取組

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

① 教育委員会における勤務実態の把握

学校の業務改善を進めるためには、教員の勤務時間を把握することが不可欠です。これまでも校長は勤務時間を把握し、校務分掌の適切な設定などに活用してきましたが、今後は教育委員会としても各校における勤務実態を把握し、業務改善の更なる推進に活用していきます。

② 学校閉庁日の設定と休暇取得の促進

教員の休暇取得を促進するため、教員に対して休暇制度の啓発を進めるとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中の8月第3週目にかかる期間において、1週間以上の学校閉庁日を設けます。

この学校閉庁日に併せて、学校施設の清掃並びに設備のメンテナンスをできる限り集中して行うことにより、スケジュール調整や立会い等の業務の縮減を図ります。

③ 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備

放課後に保護者からの電話の間合わせに対応する負担を減らすため、学校ごとに留守番電話やメールによる連絡体制を整えます。

④ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し

教育委員会が主催する会議や研修について精査を行い、必要性が低いものは廃止します。また、開催が必要なものについても、質の維持を図りながら、内容や回数、時間、開催時期等の見直しをできる限り行います。

⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上

教員が日々の業務を進めるにあたっては、タイムマネジメントを常に意識して、効率的に業務をこなしていくことが超過勤務の縮減につながります。このため校長のリーダーシップのもとに、教員のタイムマネジメント力の向上を図っていきます。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。

また、学校における業務改善についても併せて進めていきます。

① 学校徴収金会計業務の適正化

各校で差異のあった学校徴収金に関する処理のルールを統一し、担当する教員が調達・会計処理を行いやすくするため、「狛江市立中学校の標準服等業者選定事務取扱要領」並びに「狛江市立小中学校の学校徴収金事務取扱要綱」を策定しています。また、学校徴収金システムの導入を検討します。

学校給食費については公会計化し、徴収ルールを統一するとともに、給食管理システムを導入して、督促の際は市も関与する等により、教員の負担軽減を図っていきます。

② 校務支援システムの活用促進

これまで電話やファックスで教育委員会から学校へ伝えていた情報を、ポータルサイトの掲示板機能を活用することで、より簡単に共有できるようになります。これらの機能を活用し、業務の効率化を図っていきます。

また、出席簿や指導要録の作成、成績処理等の各種校務を行う校務支援システムを整備します。これにより教員間の情報共有も容易になります。校務支援システムの活用を促進し、校務の効率化も図っていきます。

③ 総合教材ポータルサイト活用促進

教員が作成した優れた教材や指導案などの電子媒体を登録することにより、市内の公立小中学校の教育が自由にアクセス、ダウンロードすることができる総合教材ポータルサイト等を整備します。これにより、授業の準備に必要な情報を入手しやすくなり、優れた教材や指導案などを活用することもできるようになります。

④ 各校における会議の効率化の推進

全教員に配備されている校務用パソコンを活用し、会議資料の事前配布や終了時間の設定などにより、効率的な会議運営に努めます。

また、教育委員会主催の会議の配布資料や、教育委員会から送付する文書の電子化を進めるなど、各校における会議の効率化の取組を支援します。

⑤ 教育委員会から学校への調査依頼の見直し

教育委員会独自の調査依頼については精査を行い、必要性の低いものは廃止します。また、実施が必要なものについても、内容や回数、方法等の見直しをできる限り行います。

また、東京都や国等からの調査依頼に関しても、その必要性を教育委員会において精査します。

⑥ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫

教育委員会以外の市の部局からも、学校に対して様々な参加、協力要請が行われています。これに関し、教育委員会から各部局に対して、依頼内容を必要最小限にすることや、教職員の負担軽減を念頭においた依頼方法の工夫を要請します。また、関係団体に対しましても、当該団体を所管する各部局を通じて、同様の要請をします。

⑦ 学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮

教員の超過勤務を縮減するため、教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを原則とします。

また、授業日における教員を対象とする会議や研修をできる限り行わないようにするよう、教育委員会はもちろん、教育委員会以外の市の部局や関係団体にも要請します。

⑧ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化

学校における施設・設備全般の維持管理の適正化と管理職等の業務負担の軽減を図るため、関連業務の包括的な契約をはじめとして、契約形態等の見直しを行います。

(3) 学校を支える人員体制の確保

教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、専門スタッフや人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化します。

① 学校事務機能の強化

学校事務は、現在、市費負担職員1名（嘱託）、都費負担職員1名（正規）の計2名で事務を行っていますが、教員の事務負担の軽減のほか、事務処理の効率化、学校に寄せられる社会的な要請への対応を図っていくよう学校

の事務機能を強化します。

まず、学校事務（市費）については、財務に関する日々の事務作業に加えて、授業や会議に使用する資料の整理や印刷など、教員の補助的な業務を担っていただけるよう体制を見直します。

一方、学校の事務職員（都費）については、現行の体制に加えて、事務の拠点となる事務センター（仮称）を整備して共同で事務処理を行います。書類のチェックを共同で行うことによりミスを防止し、事務処理の方法を共有することなどにより、事務の効率化を図ります。

② 専門スタッフの配置の促進

複雑化・多様化している課題を解決するためには、教員だけでは困難であり、多様な専門性を持つスタッフの配置が必要不可欠です。

本市では、スクールソーシャルワーカーのほか、専門教育相談員、学校司書、ALT（外国語指導助手）、ICT 支援員、TA（ティーチングアシスタント）、支援員等のスタッフを配置しています。

これらのスタッフの適正配置と増員も視野に入れて、それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、教員の負担軽減を図ることで、学校経営や教科指導等本来の専門的な職務に集中できるようにします。

③ 学校支援地域本部の活用促進

学校・家庭・地域の組織的な連携と協働体制を確立するための仕組みである学校支援地域本部を各校で立上げ、市民活動支援センターにも協力を仰ぐとともに、教育活動はもとより学校の活動全般において家庭・地域の協力を得ながら、学校運営体制の強化や教員の負担軽減を図っていきます。

④ 専門チームの活用促進

いじめや不登校といった問題行動のうち、学校だけでは対応できないものに対応するため、教育委員会に設ける弁護士や社会福祉士等を含めたいじめ問題対策委員会や問題行動等対策連絡協議会等を活用し、専門性に基づく助言・指導を受けることにより、教育指導体制の強化と教員の負担軽減を図っていきます。

(4) 部活動の負担を軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図ります。

① 部活動休養日や活動時間の検討

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため、部活動を行わない日（休養日）を設定するとともに、放課後や休日の活動時間についても検討します。

② 部活動指導員の導入促進

運動部の部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図るとともに、部活動の活性化や生徒の競技力の向上を図るため、教員に代わって指導ができる「部活動指導員」（都制度）の導入促進を図っていきます。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

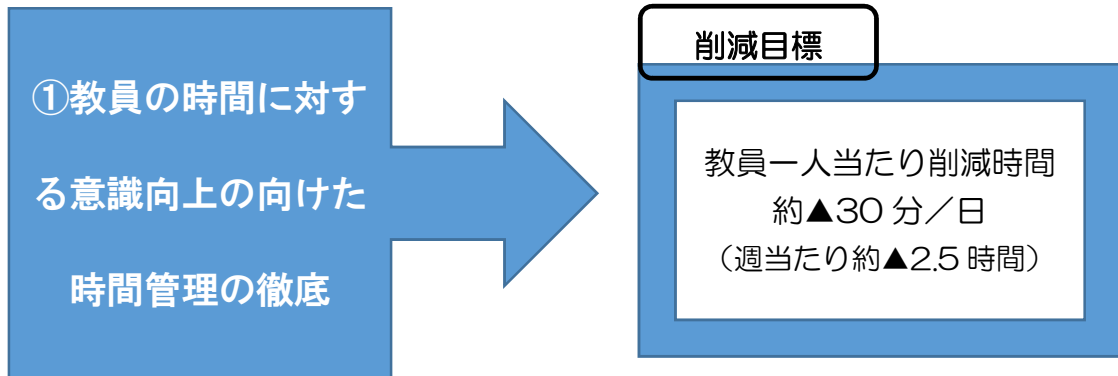
ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教員が仕事と家庭の両立ができるよう支援を行います。

※ワーク・ライフ・バランスについては、その推進の責務は次世代育成支援対策推進法により特定事業主（東京都教育庁）にあることから、原則、本市としては東京都の施策を支援します。

① 「イクボス宣言」の推奨

現在、都庁や都立学校で実施している「イクボス宣言」について、市立小・中学校においても実施を推奨していきます。

■重点取組



【定時退校日】

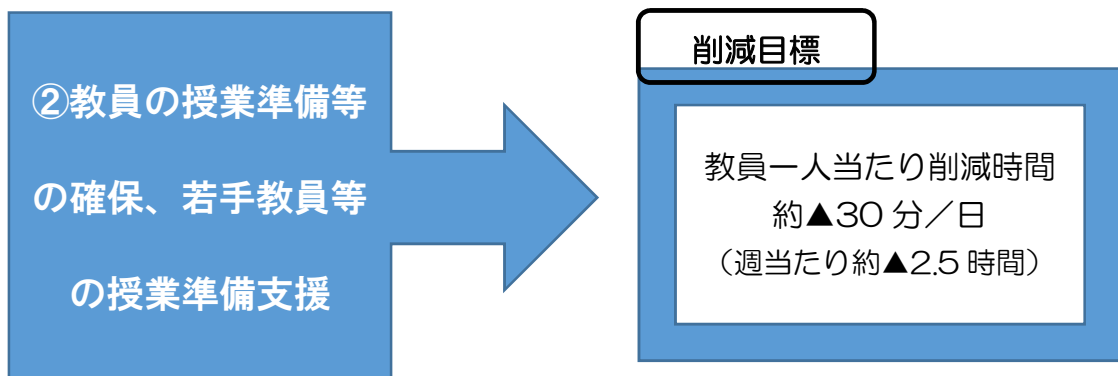
- 会議や研修、部活動のない日を校内で設定。設定に関しては学年単位等柔軟に。

【学校閉庁日】

- 8月の第3週目に1週間以上の全校一斉閉庁を実施
- 夏季休暇、年次休暇等の取得、週休日の振替等で実施
- 終日勤務せず、原則として当番も設けない
- 緊急時の連絡先を教育委員会内に設け、保護者へ周知

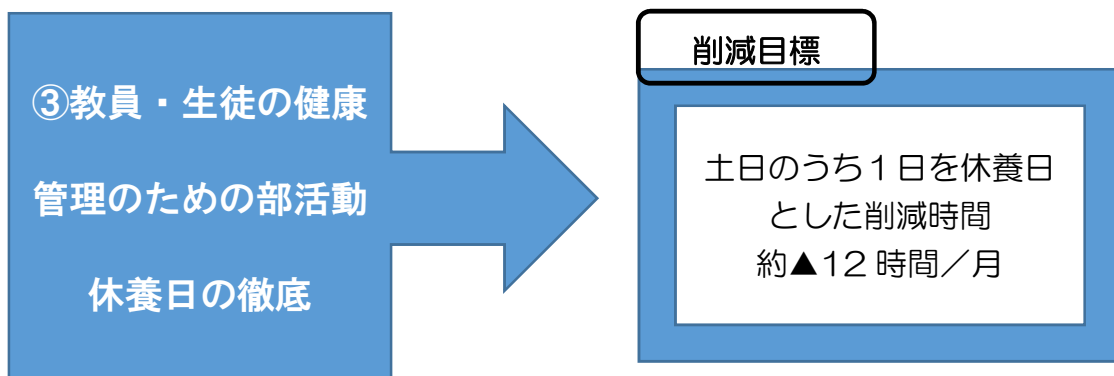
【最終退校時刻】（目安：19時）

- 最終退校時刻を意識した仕事の進め方の実施



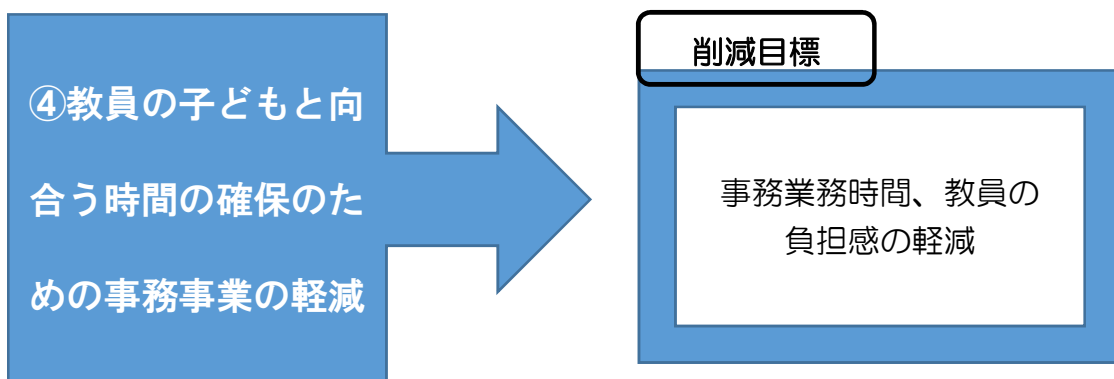
【教材データ等の共有】

- 作成した指導案、ワークシート等を共有サーバや紙で保存
- データの保存ルールの統一（ファイル名や保存場所等）
- 教材データを活用した授業準備による準備時間の短縮



【部活動休養日】

- 週当たり2日以上（平日1日、土日※原則1日）
- ※ 大会直前等、限られた時期は例外とする。



【校務分掌の工夫】

- 育成の観点を踏まえた分掌配置と定期的な見直し・縮小
- 引継書の計画的な作成と異動時の引継事項の共有

【参考】

- 市立学校の教員の勤務状況（小学校）
- ※ 東京都公立学校教員勤務実態調査（平成 29 年 6～7 月実施）から。

教員平均：
73.58 時間/週
 ①+②+（③又は④） = 60 時間/週